浜

通

隆

(上の4) △以」春爲」韻。✓ 暮春陪:都督大王:遊:覧法興院:、 同賦:庭花依」舊開」、

芳意寧將:前日:異、濃粧或有:1毎年新:。家移爲:寺謝:1囂塵:、依5舊花開懷:1主人:1。 容輝樹老雖」非」昔、 雨露恩遺不」忘」春。

(訓読) 暮春に都督大王に陪(したが) ひて法興院に遊覧し、 宜矣大王臨望處、今朝思」普動:精神:。

く「庭花舊に依りて開く」を賦し、教に應ず。<「春」を以て韻と

爲す。//

家移り寺と爲りて囂塵(がうぢん)を謝すも、舊に依りて花開き

忘れしめず。宜 は老いて昔に非(あら)ずと雖も、雨露の恩は遺(のこ)りて春を 主人を憶(おも)はしむ。芳意は寧(なん)ぞ前日と異ならんや、 (もし) くは毎年の新(あら) たなる有り。容輝の樹(き) (むべ) なるかな、

ひて精神動く。

し、同じく「庭花旧に 依りて 開く」の詩題で 作り、 〔通釈〕晩春に大宰の 帥(そつ)敦道親王に 従って 法興院に 遊覧

教令に応じた

△ 「春」字を韻字とする。>

のために)この花のかつての主人(あるじ)のことを思い浮かべさ れた俗世間を拒絶していますが、花は昔のままに咲きほこり、(そ

邸宅はその姿を変えて寺院となり、(今は)騒がしくて穢

せずにはおきません。(この木の)春のおもむきは昔日のそれとど

同じ

たちのこの樹木も確かに年ふり、以前と同じということなど(現実 ごとに新鮮さを増しているようです。(だが) 麗(うるわ)しいか うして異なりましょう、花々の色濃い装(よそお)いはかえって年

樹木に)きっと春を忘れさせないのでしょう。至極最もなことと思 的に)ありえませんが、主人の大きな恩恵が今なお残存して(この

本朝麗藻」全注釈に

大王臨望するの處、今朝昔を思

われます、

親王さまので遊覧にお供いたしまして、今朝、

(私も)

源道済(みちなり)

(けが)

ャ」の送りがなを付す。〇或一底は、右横に 「モシク」の傍訓あ 韻--底は、略して「、春ここ」とする。今、 昔を偲んで、 一底は、 右上に、全はすぐ下の括弧内に、 「ハウ」の傍訓あり。また、 「校異」○都督―底は、 底 は、二字の間に「一」(ダッシュ)を入れ、 ○宜矣─底は、右横に「ウヘナルカナ」の傍訓あり。 右下に「ト」の傍訓あり。 心がときめいてなりませんのは 右横に 「望」の右下に「ノ」の送りがなを付 「トトク」の傍訓あり。 「敦道」の傍注あり。 ○異一底は、右下に「ナラム 新に依った。 「望」の右横に 〇以春為 類 〇臨望 〇將

/ 語彩し

らである。祖父の藤原兼家が生前に孫の敦道親王を可愛いがっていた関院に遊覧したのも、そこが祖父所縁(ゆかり)の地であったかとあるのは、敦道親王の祖父にあたる、この兼家のことで、親王がとあるのは、敦道親王の祖父にあたる、この兼家の一女・超子(贈天皇の第四皇子で、母は、東三条摂政の藤原兼家の一女・超子(贈天皇の第四皇子で、母は、東三条摂政の藤原兼家の一女・超子(贈天皇の第四皇子で、「大王」は、親王の〇都督大王 「都督」は、大宰の帥の唐名で、「大王」は、親王の〇都督大王 「都督」は、大宰の帥の唐名で、「大王」は、親王の〇都督大王 「都督」は、大宰の帥の唐名で、「大王」は、親王の

揚して「爰(ここ)ニ都督大王ハ、賞スルニ物色 った。 ま)ヲ以テシ、命ズルニ芳遊(作文会)ヲ以テス。 の詩題で現存しているが、その中で、匡衡は主催者の敦道親王を賞 ヲ賦シ、教ニ応ズル詩。 文と七律を 書いている。 その序文と七律が、 『江吏部集』 巻中に それには、大江匡衡が「唯ダ詩ヲ以テ友ト為ス」の詩題を献じ、序 月七日にそれぞれ作文会を主催している<「権記」>。特に、 文会のほかにも、例えば長保元年(九九九)九月十一日に、 有名(『新古今和歌集』その他の勅撰集にも入集している。 には同年十二月に作る。>、三品・大宰の帥(遙任)に任ぜられ 七歳でなくなるまで<『日本紀略』による。 「七言。初冬ニ都督大王ノ書斎ニ於イテ、同ジク『唯以」詩為」友 (それ故に「帥の宮」と呼称された。)、主に平安中期の歌人として しかし、詩文にも造詣が深かったらしく、この法興院での作 敦道親王は、 寛弘四年 <『情』ヲ以テ韻ト為ス。并ビニ序。 (一00七) 十月二日に、 (自然物のありさ 俗客ヲ嫌ヒテ仙 年齢二十)であ 同年十

道ヲ以テ交ハリヲ許ス。六義(詩文)ハ互ニ同心

(仲間)

ノ中ニ舗

(風流才子)ヲ会ス。……方今(ただいま)詩ヲ以テ友ト為シ、

で法興院を訪れたのであろう。

したまひき。

」とあることによって知れる。その生前の兼家を偲ん

この三人の宮たちを、

おほぢ殿

(兼家) いとかなしうし申

(敦道) の御母にて、三条院位につかせたまひしかば、贈皇后宮と

(超子) は冷泉院の女御にて、三条院・弾正の宮

(為尊)

帥の宮

『大鏡』の「兼家伝」に、「今ひとつの御腹のおほい君

たことは、

は「貴ブ所ハ是レ賢才ナリ」)、序者が文章博士・大江以言、 る。 「日本紀略」には、当日の献題者が権中納言・藤原忠輔 寛弘四年(一〇〇七)四月二十五日の内裏に於ける詩宴であ (詩題

弘四年の条に名を しるされている 左大臣・道長以下 二十三 名のう に大規模な詩宴であったらしく、参加の公卿も、 に記載され、 ズ。」としるす。さらに、『御堂関白記』には、当日の模様が詳細 が東宮学士・大江匡衡であり、「公卿以下属文ノ輩ハ、多ク詩 実に十八名の多きにのぼり(他に源三位則忠の名もある。 参加者の名前も列挙されている。これを見ると、 「公卿補任」 の寛 ピラ献

えば、 後中書王・具平親王とともに出席しているのである。 朝を代表するような晴れやかな詩宴に、前大宰の帥・敦道親王も、 参加の文人の数も、 あり、 詩文も『本朝麗藻』には十八首も現存している。恐らく、 和漢の才人と言われ、一条朝詩壇にあっては大御所的存在で 為憲以下十七名にのぼっている。 具平親王とい こうした一条

粋』巻九と「本朝麗藻」巻下に、 王のものは現存しない。なお、当日の、大江以言の序文が『本朝文 (ただし、後中書王の詩は『本朝麗藻』巻下に現存するが、敦道親 詩が「本朝麗藻」巻下に、 大江匡

日は、

敦道親王も具平親王とともに自作の詩を詠じたことであろう

親王となったのである(ただし、 詩宴の折の加階の最大の意味は、 意味を、 むしろ、政治的にとらえるべきだとする森田兼吉氏は、 一品を加えられている。 この折の敦道親王に対する加階の 敦道親王は、この時はじめて三品 無官になった敦道親王に対する慰

ては、

『門葉記』七十四に「家一区ヲ以テ永ク仏寺ト為スノ状」と

「本朝麗藻

詩作の故であろうと思われるが、翌二十六日には、二人の親王はそ **衡の詩が『江吏部集』巻中に、それぞれ現存する。)。そして、**

> 日記論效」第八章「帥宮敦道親王伝抄」>。)。 糖であったとせねばなるまい。」と付言しておられる<『和泉式部

―」<国語国文薩摩路・第十五号>が詳しい。参照されたい 御論考のほかに後藤昭雄氏の「敦道親王小考―『属文の王卿』 られる。なお、敦道親王の文人的側面については、上記の森田氏の 言うことができる。彼もまた和漢兼作の歌人的文人であったと考え 的にも当時の一条朝詩壇に於いてかなりの影響力を持ちえた人物と 以上述べてきたように、敦道親王は、詩文にも造詣が深く、

道殿(兼家)ノ第タリシヲ、彼ヲ堂ト為ス。」とある。これによる 部第九」には、「法興院ハ、二条ノ北・京極ノ東一町ニシテ、大入 こ)院ハ、二条ノ北・京極ノ東ニシテ、本(もと)東二条ト号ス ○法興院 (兼家公ノ家)。二条関白伝領ス。」とあり、同じく巻下の「諸寺 「拾芥抄」巻中の「諸名所部第二十」には、「法興 ほほ

と、法興院は、もとは藤原兼家の東二条の邸宅であって、それをそ

実と言い、病気によると、『公卿補任』は記している。恐らく、 白職を辞して出家していた(道隆が後任となっている。)。法名を如 たらしい 紀略しや 気になり、余命いくばくもないことを知った兼家は、 いない。)。兼家は、これより二日前の、正暦元年五月八日には、関 ところで、藤原兼家が二条京極の邸宅を仏寺としたのは、『日本 (ただし、 『百練抄』によると、正暦元年(九九〇)五月十日であっ 「積善寺ト号ス。」とあり、法興院とは言って

その

の後に寺院に改めたものである、ということが分かる。 し、彼の邸宅を仏寺に改めたものと思われる。その間の事情につい あわてて出家

やむなく、二条の邸宅を「彼ノ寺(城東の寺院)ノ別院」とするこ 未完成の状態で、すぐには間にあいそうもなかったらしい。そこで 欲ス。」とある所を見れば、その城東に建立しようとした寺院は、 已ニ成ルモ、土木ノ功ハ未ダ畢(をは)ラズ。泡露ノ命ハ消エント 地
ヲ求メ、一道場ヲ構フ。」
ことにしたらしい。ところが、「草創 ス」ることを恐れ、そのために、「王城ノ東ニ、ト(ぼく)シテ閑 華を窮めた兼家は、その罪報により、死後に「将ニ苦海ニ溺レント り、だいたい知ることができる。それによると、「在俗ノ日」に栄 いう兼家 (如実) の願文 (作者は藤原有国という。)が現存してお

とにしたというのである。

とされることになるわけであるが、そこの所を「(道隆は)されど が、翌年の正暦元年五月十日に、兼通の病気平癒祈願のために仏寺 とどしう目も及ばぬ までめでたき」 さまに 改築された 二条の邸宅 のではなく、「大臣大饗」のためのものであった。ところが、「い り。」とあり、兼家が二条の邸宅をその頃に大改築させていたらし 給ふ。 明年正月に 大饗あるべうおぼし 宣はせて、 急がせ給ふ也け 覧ずるままに、御心もいとどいみじうおぼされて、夜を昼に急がせ 限り造りみがかせ給へば、いとどしう目も及ばぬまでめでたきを御 事に見える。まず、前年の永祚元年(九八九)一月の条には、「か ただ今はこの御悩み(兼家の病気のこと)の大事なれば、嬉し(関 いことがわかる。しかし、この改築は、勿論、仏寺とするためのも いみじう造らせ給ひて、もとより世におもしろき所を、御心のゆく 同じような事が『栄花物語』巻三の「さまざまのよろこび」 (兼家)、十五の宮(盛明親王)の住ませ給ひし二条院を しの記

> ģ りの御ことなれとおぼし騒がせ給ひて、二条院をばやがて寺になさ したのは 道隆ということに なるが、 兼家の病気平癒の 祈願のため しるしている。この「栄花物語」の記事では、二条の邸宅を仏寺と せ給ひつ。もし 平かにも怠らせ 給はば、 そこに おはしますべきな 白になったこと)ともおぼしあへず、これこそ 殿の内いみじうおぼし惑ふに、猶ほさらに怠らせ給はず。」と (今度の病気)

に、あわてて仏寺とした様子がよく分かる。

なお、未完成の「城東ノー道場」と二条の邸宅(仏寺)との関係

については、一般に、前者が積善寺であり、後者が法興院であるとさ ことが分かる。そして、二条の邸宅をその別院 あの「城東ノ一道場」が、洛東の吉田に建立された積善寺であった ヒ、一二微臣往返ノ遠カラザルニ取レバナリ。」とある。つまり、 同居ニ混ズ。 ネ、土木ヲ他所ニ移シ、法興院ノ傍ニ逼(近づける) シテ、 まし)ムル所、 造寺ノ 事ヲ先ト為ス。 茲ニ因リテ興福寺ノ 例ヲ尋 シテ、遂ニ所天(父の兼家)ノ長逝スルニ遭フ。 シ、既ニ此ノ地ノ宜シカラザルヲ知ル。結構幾(いくばく)ナラズ 建立スル所ナリ。爾(そ)ノ時ニ当タリテ、怪異頻(しきり)ニ示 政大臣(兼家)ガ、在世ノ日ニ東郊・吉田ノ野ニト(ぼく)シテ、 よっても知ることができる。それには、「右茲ノ寺ハ、先公入道太 臣(道隆)ノ為ニ積善寺ヲ以テ御願寺ト為サンコトヲ請フノ状」に れる。そのことは、『本朝文粋』巻五にある大江匡衡の「関白内大 斯レ乃チーニ先公起居ノ 忘レ 難キコトヲ 懐 (法興院) 臨命ノ間ニ誠 (おも) 風流ヲ

そこが仏寺の地として不適当であったと言っている。実際にそのよ 由に、「怪異頻示」を挙げている。不吉なことがたびたび起こり、

宅を法興院としたのは、単に、積善寺の完成が間に合いそうもなか うなことがあったのであろうか。もし、 しろ、 ったから、ということだけではないことになる。そうであれば、 後の積善寺の移築という理由もはっきりするように思う。 あったとすれば、二条の邸

る。 まり、それは「既知」此地之不宜」からであった、ということにな 結局、これを法興院(二条の邸宅)のそばに移築することを決 とにかく、道隆は、兼家の遺言によって積善寺の完成を急いだ

山城(旧名・山階寺)から現在の地に移築された事実を指すのであ 明天皇二年(七〇九)に藤原鎌足の子の不比等(ふびと)によって 意する。興福寺の例によったと言っているが、これは、興福寺が元

ろう。その移築の理由として、二つのことをあげている。一つは、 これらの理由は「たてまえ」であり、 東の吉田の地では往復に手間どるため、というのである。恐らく、 二条の邸宅に於ける兼家のイメージが強烈であるため、二つは、洛 さきの「怪異云々」の方が

デ、年華五タビ改マル。」と言っており、積善寺の移築に成功した っている。本文中にも、「嗟呼(ああ)風樹一タビ擢 この大江匡衡の奏状の日付は、正暦五年(九九四)二月七日とな (ぬきん)

・ほんね」であったのであろう。

ふ。」とあるが、これは誤りで、積善寺の供養がなされたのは、や 積善寺と 名付けさせ 給ひて、 その御堂供養い みじかべう急がせ給 物語』巻四の 「みはてぬゆめ」 の 正暦三年(九九二) の条には 「かくて摂政殿(道隆)の法興院の内に、別に御堂建てさせ給ひて、 正暦五年になってから、ということが分かる。 「日本紀略」や「扶桑略記」にある通り、 正曆五年二月二十 なお、

> 寺ト為サンコトヲ申請ス。勅シテ之ヲ許ス。」とあり、 以テ御幸ス。弾正尹為尊親王・四品敦道親王・右大臣(道兼)以下 諸卿参入ス。之ニ先ダチテ、去ル十七日、 積善寺ニ供養ス。中宮(定子)行啓シ、東三条院 日のこととしなければならない。前者の記事には、 関白ハ件ノ寺ヲ以テ御願 (詮子) モ同ジク 当日には、

関白

十四歳の「四品」敦道親王も参列していたことをしるしている。 意。「依然」に同じ 〇庭花依舊開 詩題。 出典未詳。なお、「依旧」は、 昔のままの

〇應教 い、諸侯王の命令を「教」という。 太子や諸王の命令に応じること。天子の命令を 「韶」とい

興院」の語釈参照。 〇家移為寺 藤原兼家の東二条の邸宅が法興院となったこと。 一法

حع がしくて穢れた俗世間。寺院となって、俗世間を超越して存在する ○謝囂塵 「謝」は、しりぞける意。拒絶する。 「囂塵」は、 さわ

〇主人 位・藤原盛子。兼家は、安和二年(九六九)二月七日には、 十八歳)となり、永祚元年 右大臣従二位(五十歳)、寛和二年(九八六)には摂政正二位 経ずにいきなり中納言に抜擢され(四十一歳)、その後、天禄三年 ○)。平安朝中期の官僚で、右大臣・師輔の三男。母は、 | 位(六十一歳)に までなった。 (九七二) には大納言三位(四十四歳)、天元元年(九七八)には 藤原兼家のこと。延長七年 (九八九) には、ついに摂政太政大臣従 しかし、翌年の永祚二年 (九二九) ~正暦元年 贈正一 · (九九

五月五日<『公卿補任』>には、

摂政太政大臣を病気のために辞

[「]本朝麗藻」全注釈回

で死去した。六十二歳。号は、東三条殿とも、法興院入道ともいの邸宅を法興院としている。そして、同年七月二日に東三条の邸宅後の八日には返上し、入道となった。法名を如実という。その二日去している(六十二歳)。更に関白に任命されたが、それも、三日去している(六十二歳)。更に関白に任命されたが、それも、三日

道親王の語釈参照。集」以下に十六首が入集している。なお、敦道親王との関係は、敦であるが、同時に歌人としても有名で、勅撰集にも、『拾遺和歌藤原兼家は、以上のように、藤原摂関休制の基礎を築いた政治家

○將昔日 「将」は、「与」に同じ。「と」と訓(よ)む。なお、ここでは、敦道親王のすばらしい意志に喩えている。将ニ闌(たけなは)ナラントシテ、風又(また)吹ク。」とある。将ニ関(たけなは)ナラントシテ、風又(また)吹ク。」とある。要花(ぎょくずるくわ)ヲ惜ミ、集賢王校書起(集賢校書は官名で、薬花(ぎょくずるくわ)ヲ惜ミ、集賢王校書起(集賢校書は官名で、薬水(ぎょくずるくわ)ヲ惜ミ、集賢王校書起(集賢校書は官名で、薬水(ぎょくずるくわ)ヲ惜ミ、集賢王校書起(集賢校書は官名で、

年の寛仁三年

(一〇一九) には死去してしまう。

〇芳意

春のおもむき、春の景色の意。「白楽天詩集」巻十三の

一天

彩について言うが、敦道親王の美しい容姿に喩えている。○濃粧 濃(こま)やかな装い。色の濃い装い。ここでは、花の色

ゆきわたった恩恵をいう。ここでは、かつての主人・藤原兼家の大○雨露恩 雨と露が万物を養育して大きな恩恵を施すように、広く○答輝樹 麗わしい容姿の木。敦道親王をさす。

○精神 こころ、たましいの意。霊妙な心。○臨望 のぞみ眺める意。「遊覧」に同じ。きな恵みを指す。

の後、「中古歌仙伝」によれば、長保五年(一〇〇三)正月三十日の後、「中古歌仙伝」によれば、長保五年(一〇〇一)正月三十日には、蔵人に補せられている。そ長保三年(一〇〇一)正月三十日には、宮内省の少丞に任ぜられ(もと文章生)、「伊豆守有国男」に作る。)。生年は未詳であるが、長徳四年(九九八)正月二十五日には、宮内省の少丞に任ぜられ(もと文章生)、「伊豆守有国男」に作る。)。生年は未詳であるが、長徳四年(九九八)正月二十五日には、宮内省の男人「道済集」巻尾の慈鎮明(さねあきら)の孫、能登守・方国の男人「道済集」巻尾の慈鎮明(さねあきら)は、光孝源氏で、歌人の前陸奥守・信

寛仁二年(一○一八)七月十一日には正五位下に叙せられたが、翌兼任、同年三月二十一日には従五位上に叙せられている。さらに、四年(一○一五)二月十四日には筑前守に任ぜられ、大宰府の少弐をせられ、同月二十八日には下総権守に任ぜられている。また、長和は省の大丞を歴任、同三年(一○○六)正月七日には従五位下に叙

には式部省の少丞、翌年の寛弘元年(一〇〇四)正月二十四日には

典」〉といわれる。
「道済十体」があるが、「歌は平凡である。」 <『和歌文学大辞人集している。
家集としては
『道済十体』があるが、「歌は平凡である。」 <『和歌文学大辞人としても著名で、勅撰集にも、『拾遺和歌集』以下に五十五首が人としても著名で、勅撰集にも、『拾遺和歌集』以下に五十五首が源道済は、「中古三十六歌仙」の中に数えられているように、歌源道済は、「中古三十六歌仙」の中に数えられているように、歌

十二日の藤原道長邸の作文会にも彼は出席している。当日の『御堂下ノ一物』と称賛されている。例えば、寛弘元年(一〇〇四)九月おり、『続本朝往生伝』でも、一条朝の「文士」の一人として、「天文章生・諸大夫」の中に、『源道済翁前号』としてその名を連ねて文人(詩人)としての源道済は、『二中歴』第十二の「詩人歴・

「K青ケノテ青菓ニ以タリーで、「火一字が損子である。捧って、儒者・経文章生が二十人ばかり出席したことになっている。詩題は関白記』の記事によると、それには、上達部が五、六人、殿上人・

の「似」字が「侶」字に作る。)に十首現存する。九首が七言四句との時の詩が『類聚句題抄』(続群書類従巻三一七。ただし、詩題「水清クシテ晴漢ニ似タり」で、「秋」字が韻字である。幸いに、

は、道済のほか、右相府(右大臣の藤原顕光)・右金吾(右衛門督(絶句ではなく、 律詩の半分か。) で、 一首が 七律である。作者

宜義である。以上の詩人たちは、顕光を除いて『本朝麗藻』の詩人長官の藤原有国)・大江以言・源孝道・高階積善・慶滋為政・菅原の藤原斉信)・左金吾(左衛門督の藤原公任)・勘解相公(勘解由

るが、道済は、その中で 詩を詠じ、 残しているのである。 なお、とある。同一人物か。)、一条朝を代表する人々であったと考えられ「善為政」に作る。また、『二中歴』十二の作者名には「藤為政」群と重 なり(ただし、「慶為政」は、 現存本の 『本朝麗藻』には群と重 なり

四句)が、道済の作品として現存する。 「類聚句題抄」 (『類題古詩』) には、その他、六首の句題詩(七言

こえ)有り。此ノ詩ハ平易ニシテ俗ナラズ。然レドモ余味無シ。」る評語。)、「道済ナル者ハ、以言ノ弟子ニシテ、頗ル詩才ノ聞(き事少ナシヲ賦ス。」という、『本朝麗藻』巻下に見える七絶に対す一首』の中で(ただし、「冬日ニ雲林院ニ於イテ、境静カニシテ人藤原斉信と同数である。源道済の詩については、林鵞峰が『本朝一人藤の斉信と同数である。源道済の詩については、林鵞峰が『本朝一人

いたらしい。

れる。的な文人としての長所と短所とをうまく言い当てているように思わ的な文人としての長所と短所とをうまく言い当てているように思わ味」(あとまで残る味わい)に欠ける、とする指摘は、道済の歌人り」と詠じて、しかも通俗的ではない。しかし、漢詩としての「余り」と詠じて、しかも通俗的ではない。しかし、漢詩としての「余

源道済が大江以言の弟子であったという話は、「江談抄」

は、大江以言の弟子で、しかも慶滋為政に詩を学んだらしい(ただくの意)ニ於イテ、其ノ由ヲ称スルモ、後(のち)風情日ニ新タニシテ、遂ニ時人ハ以テ一双ト為スト、云々。」という記事である。「為政」とあるのは、同じく『本朝麗藻』の詩人である慶滋為政「為政」とあるのは、同じく『本朝麗藻』の詩人である慶滋為政「為政」とあるのは、同じく『本朝麗藻』の詩人である慶滋為政「為政」とあるのは、同じく『本朝麗藻』の詩人である慶滋為政「為政」とあるのは、同じく『本朝王を持つの言語を言えている。

いうのである。当時にあっても、源道済の詩才は相当に認められて詩の進歩はめざましく、後には為政と並称されるまでになった、とず、大江以言に詩を学んだことになっている。)。ところが、道済のイン風情日進。時人以為二一双二云々。」 とあり、 為政の 名は 見えイ》風情日進。時人以為二一双二云々。」 とあり、 為政の 名は 見えし、群書類従本の『江談抄』第五の「詩事」の記事には、「道済者し、群書類従本の『江談抄』第五の「詩事」の記事には、「道済者

ある。さきの『江談抄』の記事との表現上の類似点も目につくが、道済(は)一双の文士に番(つが)はると、云々。」という記事で事なり。……為時は当初道済に詩を乞請(するも)、後年には為時・さらにもう一つ、源道済の詩才についての逸話が『袋草紙』上巻

と言っている。この、

道済の詩全体にもあてはまるように思われる。感じたことを「さら

「平易不」俗、然無三余味」。」という評語は、

は、道済の詩才を知る上で貴重な逸話ということができる。になっている。道済が為時に評価されていたというのであるが、これる。藤原為時といえば、同じく『本朝麗漢』(十三首現存)の詩人る。藤原為時といえば、同じく『本朝麗漢』(十三首現存)の詩人である。その方は、藤原為時が、かつて源道済に詩を学んだということとちらの方は、藤原為時が、かつて源道済に詩を学んだということ

また、源道済が、藤原斉信や藤原公任の詩を批評したという逸話

言を道済は持っていたのであろう。

ヒタル様ナリト(言ふ)、云々。……」とある。「鷹司殿」は、藤ん)ノ句ナル者ハ秀句ト雖モ、村濃(むらご)ノ糸ノ緂(染ィ)違句ナル者ハ『徳ハ飛沅ヲ照ラス。」ノ句ニ勝(まさ)ル。件(くだす)シ。」ノ句アリ。道済ハ筑後ノ国ニ在リテ之ヲ伝へ聞キ、此ノア屛風詩ニ、斉信ノ端午ノ詩ノ、『片月ノ絃鳴リテ、士卒喧(かまびノ屛風詩ニ、斉信ノ端午ノ詩ノ事。」という一条があり、それには、「鷹司殿ノ屛風も伝わっている。『江談抄』第五の『詩事』に、「鷹司殿ノ屛風

中に論評したというのである。「徳照飛沅」(同上本は「沅」を中に論評したというのである。「徳照飛沅」(同上本は「沅」を「片月絃鳴士卒喧」(ただし醍醐寺蔵『水言鈔』には、「片月鳴弦「片月絃鳴士卒喧」(ただし醍醐寺蔵『水言鈔』には、「片月鳴弦「片月鳴弦」をで、その屛風詩は、『江談抄』第五によれば、斉原道長の妻・倫子で、その屛風詩は、『江談抄』第五によれば、斉原道長の妻・倫子で、その屛風詩は、『江談抄』第五によれば、斉原道長の妻・倫子で、その屛風詩は、『江談抄』第五によれば、斉

いたと考えないわけにはいかない。恐らくは、詩についても、一家するならば、源道済自身が、詩に対して相当に大きな自負を抱いて十一首が現存している。)でもあり、身分的にも一条朝の詩壇を代土一首が現存している。)でもあり、身分的にも一条朝の詩壇を代表するような人物であったと思われる。そのような人々の詩を批評表するような人物である。との話が、もしも事実に近いものであったとしたといい、両者はともに「本朝麗藻」の詩人(前者は五首、後者は任といい、両者はといい、一次の詩人、前者は、「から」があると結論付けている。 斉信といい、公あり、後者には「むら」があると結論付けている。 斉信といい、公

めて、後のわざまでなむあつかはせける。……守は慈悲ありて、物めて、後のわざまでなむあつかはせける。……守、僧など籠(こ)見苦しからぬやうに、直(なほ)く隠させなどして、僧など籠(こ)の司歌の左注には、この筑前守を経衡とする。)と云ふ人ありけら。和歌をよむ事なむ極めたりける。……守、情ありける人にて、り。和歌をよむ事なむ極めたりける。……守、情ありける人にて、り。和歌をよむ事なむ極めたりける。……守、情ありける人にて、り。和歌をよむ事なむ極めたりける。……守、情ありける人にて、り。和歌をよむ事なむ極めたりける。……守、信など籠(こ)という。

とにかく、源道済もまた、すぐれた歌人的文人であったと言えよであったに違いないと想像される。のと、和歌の場合と同様に、「物の心をも知りて」詩をも詠じた人人」であったと言っている。もしそうであったならば、道済は、き

あったことを述べている。「物の心をも知りて、和歌をも読みける

るとなむ語り伝へたるとや。」とあり、

源道済が 人情深い人柄で

の心をも知りて、和歌をも読みける人にて、かく人をもあはれびけ

きの斉信の句と、あとの公任の句とを比較して、前者がより優秀で詩句で、「徳照飛沅雲夢月」と続くものであるらしい。道済は、さ

「沈」に作る。「飛沈」ならば、飛ぶことと沈むことで、鳥と魚の

)の句は、同じく『江談抄』第五によれば、藤原公任の

十七真) 七言律詩。 (同・十八諄) 韻字は、 塵 人・新・神 (「広韻」の上平声

カン

ひきこえ給へるも、

来年ばかり御元服はとおぼしめす。

こえさせ給へるに、あるがなかにも東宮と四宮とぞ、

れば、今は三(為尊)・四

(敦道)

の宮を、

いみじきものに思ひき は東宮に居させ給ひ

類なき物に思 」とあり、

奉り給へるを、

二宮

(居貞・のちの三条院)

われた心情は兼家の死からそれほど後のものではない。 かはない れたのか、という問題であるが、その年次については未詳というほ たろうと指摘されている。)。 内容的に見て、この作文会を催したのは、 最初に、 (ただし、さきに述べた森田氏の御論考には、 て の**、** 敦道親王の主催による法興院での詩会がいつ開 帥宮が十代のうちであっ 」とあり、 「ここに表

この祖父・兼家の死はどのように映じたことだろう。 日のことで、時に敦道親王は十歳であった。少年の親王の目には 藤原兼家が六十二歳で死去したのは永祚二年(正暦元年) 七月一

を失っている。親王が生まれた(天元四年)翌年のことであった。 敦道親王は、これよりさき (天元五年)、母(兼家の長女・超子)

ら悲しみにくれる兼家の姿を描写している。そして、幼くして実母 ような幼少の孫たち(居貞・為尊・敦道)を前にして、今さらなが れけり。」としるし、当時の、母を失っても何事とも感じていない の(超子所生の宮たち)何事もおぼしたらぬをいとど悲しうおぼさ だから、親王は、 『栄花物語』巻二の「花山たづぬる中納言」にも、「(兼家は)宮々 ほとんど実母を知らないと言ってもよいだろう。

泉院) 語」巻三の「さまざまのよろこび」には、「大殿(兼家)は、 の女御 (超子) の御男みこたち三所を、 皆御ふところにふせ 院

「本朝麗藻」全注釈日

手もとに引きとって、

を失ってしまった孫たちがよほど可愛かったらしく、兼家は彼等を

東三条の邸宅で養育した。

同じく『栄花物

家は五十八歳であった。

家の東三条の邸宅にいた四宮 皇の大嘗会の御禊行幸がとりおこなわれたが、その儀式の様子を兼 愛くてしかたがなかったらしい。寛和二年(九八六) を窺うことができる。 上の記事には、 その頃の兼家の養育ぶりがどのようなものであったのか、その一端 「あなめでたと見えさせ給ふに、 中でも、 (敦道) も見物したことがあった。 兼家は、最も幼い四宮(敦道) 東三条の 御棧敷 九月に一条天 が可

の御簾 もに、 敦道親王の愛らしい晴れ着姿であり、 の人々をも、 うつくしう見奉らせ給ひて、うち笑ませ給へる程、すずろに見奉る 簾の片そばよりさし出でさせ給ひて、 とした兼家の姿であった。 道)とのほほえましい様子を生き生きと伝えている。それは、 させ給へば、摂政殿(兼家)、あな、まさなと申させ給ひて、 人いと笑ましう思ひ奉るべし。」とあり、 濃き御衣などの上に、 (みす) の片端押しあけさせ給せて、 思わず知らず、なごやかな笑いに誘わずにはおかない 寛和二年と言えば、 織物の御直衣 P それを優しく見守る好好爺然 その時の兼家と四宮 大臣(おとど)こそと由 (なほし)を奉りて、 四宮いろいろの御衣ど 敦道親王は六歳、

味を持 歳の敦道親王にも、このたびの事が自分にとってどれほど重大な意 それから、 つのか、 わずか四年後に兼家はなくなってしまうのである。 それは分かったことだろう。 それが、単に一人の最

理解したに違いない。会的・政治的運命をも変更させずにはおかないはずだということも愛の身内を失ったということだけにとどまらず、彼自身の将来の社

宮の御元服一度にせさせ(給ふ)。さて三宮をば弾正の宮と聞えさまのよろこび」の永祚元年(九八九)の条には、「かくて三・四の二月二十二日にとり行なわれている。「栄花物語」巻三の「さまざ敦道親王の元服は、兼家の死から三年後の、正暦四年(九九三)

敦道親王、東三条ノ南院ニ於イテ元服ス。加冠ハ左大臣(雅信)、『日本紀略』の正暦四年二月二十二日の条には、「冷泉院ノ第四す。四宮をば 帥宮と 聞えさす。」 とあるが、 これは誤りである。

。、1750~2017、1000年

られている<「日本紀略」>。歳の時である。そして、翌日、敦道は参内し、その夜に四品に叙せで、元服の儀式がとりおこなわれたことを記す。それは敦道が十三百/文章が、ラネ象が、『日本の日本

がはっきりしている。つまり、 裏の詩宴の時には、 その開催時期は、 後まもなくであった。ということは、この法興院での詩会が開かれ 年三月九日の小除目の時でありへ『小右記』同月十日の条>、 た時期に敦道親王は「都督大王」(大宰の帥) 少なくともその年の四月には、 すでに述べたように、寛弘四年(一〇〇七)四月二十五日の内 敦道親王が大宰の帥 正暦四年三月九日以後でなければならない。 敦道親王は「前大宰帥親王」として参加してお (帥宮) この法興院での「暮春」(三月)の 「都督大王」ではなかったこと になったのは、 であったわけだから、 同じく正暦四 そし

> る。 親王の年齢で言えば、十三歳から二十六歳までの間ということにな 親王の年齢で言えば、十三歳から二十六歳までの間ということにな の同月十八日の記事には「帥宮」とある。)までの十三年間、敦道 詩会の開催時期は、正暦四年三月九日から寛弘三年三月(「権記」

ただし、この詩を内容的に見るならば、

森田氏の 言われるよう

いかとも想像されるのである。暦四年(九九三)から、それほどたっていない頃であったのではな、恵思える。つまり、敦道親王が「都督大王」に任命された時期、正に、その詩会の開催時期は、兼家の死後まもない頃であったように

と頸聯がその後に並記されてあり、以言のそれも、それぞれが対句問題で記載されているからである(同時に、道済のこの詩の頷噺以言の詩(ただし、律詩のうちの四句だけ。)が「庭花依」旧開」のとは確認できる。それは、「類聚句題抄」(続群書類巻三一七)に、とは確認できる。それは、「類聚句題抄」(続群書類巻三一七)に、ながら末詳であるが、ただ一人、大江以言が参加していたらしいこながら末詳であるが、ただ一人、大江以言が参加していたらしいこながら末詳である。

をなしており、

律詩の三・四句と五・六句であったと思われる。)。

その以言の詩句は、

「僧ハ四種ヲ攀

(ひ) キテ新主ニ供シ、

じられたものであることには、ほとんど疑問の余地がないように思対句をなしている。内容的に見ても、この詩句が法興院の詩会で詠儀ハ古時ノ春ヲ想像セシム。」というもので、それぞれがみごとな根ヲ語リテ故人ニ報ユ。露恵ハ先日ノ暁ヲ如何(いかん)セン、風

匂ひける。」といった和歌的な主題を巧みに、それも平明に詠じ尽さて、この詩の内容であるが、全般的に言えば、「花ぞ昔の香に

われる。

人であるが、そうした彼にふさわしい作品と言えよう。 くしているように思う。作者の源道済は、当時の歌人的な文人の一

な「暮春」の詩会の時であったかもしれない。その時の

「花」の風

まず首聯では、詩題に則して、眼前に咲きほこる「花」を詠じ、

哀感はない。中国の詩人に一般的な、 を象徴しているのである。ただし、ここには、それほどの激しい悲 味する。勿論、依然として現在も咲きほこる「花」が自然の無限性 それに過去の人事を絡ませている。人事の有限性と自然の無限性と った兼家が亡き人となってしまったこと、それが人事の有限性を章 の対比である。二条京極の邸宅が法興院となり、その「主人」であ 自然の無限性と人事の有限性

して、 にのみ浸りきることができたのであると思う。 ったのだろう。だから、 に、自然の「無限性」という事にも、それほどの信をおいていなか 「さらり」と詠じきれるし、それによって、容易に「追憶」の世界 後に 「容輝ノ樹ハ老イテ昔ニ非ズト雖モ」と 言っているよう あたりまえのことと 受け入れて しまっていたの だろう。ま 自然と人事とを対比させながら、 それを

いる。この作者は、すでに、そのような悲哀感を仏教的な諦観を诵 との対比による激しい悲哀感は、見られない。「さらり」と詠じて

とあるからには、桜であろうか。その「花」を通して、かつての、 よみがえらせようとする。この「花」は何の花であろうか。「暮春」 「主人」であった兼家を追憶するのである。 眼前に咲きほこる「花」を通して、過去の人事を鮮明に

咲きほこっていた「花」を見ているのである。それは、今日のよう 次に頷聯では、 兼家の生前に二条京極の邸宅に招かれ、現在と同じように その「花」の過去と現在とを比較する。 作者は

> 情と色彩とが、今、作者の目の中に、眼前の「花」を通してありあ らしくなっている。 すばらしさを強調しているのである。過去の「花」もすばらしかっ れとは逆に、現実のすばらしさに注目するのである。つまり、首聯 花」と追憶の中の「花」とを対比させることによって、 りと浮かんで来ているのである。ただし、ここでの作者は、眼前の「 たが、現在の「花」も同じようにすばらしい。いや、年でとにすば 合は、逆に、過去から現実へという方向性を持つ。 の場合が現実から過去へという方向性であるのに対して、 眼前の 首聯でのそ 頷聯の場 花

作者が眼前の「花」のすばらしさを賞賛して、 思う。作者は、敦道親王の成長を喜んでいるのである。 追憶の中の「花」とは、かつての、兼家の手もとで大切に養育され う。例えば、眼前の「花」とは、今日の敦道親王の晴れ姿を指し、 がはっきりするし、次の頸聯への意味上の連結が容易になるように ンヤ。」とか「或クハ毎年ノ新タナル有り。」とか言っている理由 ていた頃の敦道親王を示していると考えるのである。 とができる。そのように考えると、詩意がより鮮明になるように思 「寧ゾ前日ト異ナラ そうすれば、 親王の昔に

をその木が忘れられないからだろうと、作者は推定している。 るその「花」の木に感嘆しながら、それは、雨や露の恩義の大きさ さて、頸聯では、年を経ても、 春になると今なお美しく咲きほこ 劣らぬすばらしい意志と、年でとに輝きを増すその容姿の美しさと

を賞賛しているのである。

なお、この詩中の「花」は、敦道親王を指示した言葉と考えるこ

育している雨と露の大きな恵みを意味した言葉であるが、同時に、いない。また、「雨露ノ恩」とは、文字通り、その「花」の木を養を訪れている敦道親王の美しい容姿をほめたたえた言葉であるに違を形容する言葉であるが、同時に、なき兼家の面影を求めて法興院輝ノ樹」とは、その、春を忘れずに咲きほこる「花」の木の美しさ

る。

に思う。

持つ詩人としての「情」が、この詩に新鮮な響きを与えているよう

「応教」詩として、それほど目新しい手法ではないが、作者の

「老」は、老木の意味であり、敦道親王に喩えた場合には、単にそ親王に対する可愛いがり様を身近に知っていたのであろう。なお、ちを代弁しているのである。作者は、恐らく、生前の兼家の、敦道ちを代弁しているのである。作者は、恐らく、生前の兼家の、敦道

しなければならないだろう。

なき兼家の、かつての敦道親王に対する大きな恩恵を指した言葉と

れた時期を暗示しているとしなければなるまい。たっていない頃のことで、親王の前途にもまだ明るいものが認めらたっていない頃のことで、親王の前途にもまだ明るいものが認めら及んでいることに喩えたと考える場合には、やはり、死後それほどは、残るという意味であり、なき兼家の恩恵が今も敦道親王の身にの成長ぶりを指した言葉と考えるだけでよいと思う。また、「遺」

こし、大いに感動しているのである。兼家の生前の姿と恩恵の大きかったこととを今さらながらに思いおに、過去の兼家のそれに対するものである。ここでは、作者自身も作者の感激は、 現在の 敦道親王の愛顧に 対するもので あると同時

おせつかった作者が、感激を新たにしたと言っている。勿論、その

尾聯では、敦道親王の、このたびの法輿院へのご遊覧にお供をお

の詩にも「暁」とあった。)。春の早朝、法興院の静寂とそこに咲きなお、この時の詩会は早朝に行なわれたらしい(さきの大江以言

させ、そこから現実をより良いものとして浮かびあがらせようとす去の思い出を重ねる。同一の「花」を通して、現実と過去とを対比誇る「花」、ともにさわやかなイメージを誘う。さらに、それに過

(一九七九・一一・二五)